

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる個人の方で、かつ、契約手続に使用するスマートフォンの契約者であり、保険料の支払義務を負う方をいいます。 なお、お申込時点で満18才以上の方に限ります。
	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。具体的には24時間単位型総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
	免責期間	支払いの対象とならない期間をいい、保険証券記載の期間または日数をいいます。